定款

株式会社パルマ

定款

第1章 総 則

- 第1条 当会社は株式会社パルマとし、英文ではPalma Co., Ltd. と表示する。
- 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 債務保証業
 - 2. レンタル収納スペースの投資、販売及び管理
 - 3. 集金代行業
 - 4. 倉庫業
 - 5. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
 - 6. 土地及び建物の活用に関する調査、企画並びに設計
 - 7. トランクルーム施設用パーティション、コンテナ及び関連製品の販売並びに レンタル
 - 8. トランクルーム施設等の建築工事の施工及び請負
 - 9. 古物の売買業及び廃棄物の収集運搬処理業務
 - 10. 介護施設入居、医療機関入院及び高齢者住宅等の入居の際の身元保証支援事業
 - 11. 情報収集及び情報提供サービス
 - 12. 損害保険の代理業
 - 13. 有価証券の保有、運用及び売買
 - 14. ベンチャー企業への投資
 - 15. 企業の会計等の事務代行、給与計算代行及び売掛金の振り込み代行業
 - 16. インターネットにおける広告宣伝業
 - 17. ソフトウェアの製造及び販売
 - 18. コーポレート・アドバイザリー業務
 - 19. コンサルティング業務
 - 20. 人材派遣業
 - 21. 人材紹介業
 - 22. 上記付帯する一切の事業
- 第3条 当会社の本店を東京都千代田区に置く。
- 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。
 - ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

- 第5条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

第2章 株 式

- 第6条 当会社の発行可能株式総数は、1600万株とする。
- 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を 取得することができる。
- 第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。
- 第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
 - ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取扱わない。
- 第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

- 第12条 株主総会は、本店所在地または東京都千代田区において開催する。
- 第13条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から起算して3ヵ月以内にこれを招集し、臨 時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。
- 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とし、当該基準日において株主名簿に記載または記録された株主は、当該基準日に関する定時株主総会において権利を行使することができる。
 - ② 当会社は、前項に定める株主の権利を害しない場合、同項に定める基準日後に株

式を取得した者の全部または一部を、同項に定める定時株主総会において権利を行使 することができる者と定めることができる。

- 第15条 総会の議長は社長があたる。社長に事故あるときは予め取締役会の定めたる順位により他の取締役がこれに代り取締役全員事故あるときは出席株主のうちから選ばれた者がこれに代る。
- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した 株主の議決権の過半数を以ってこれをなすものとする。
- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとにその開会前に当会社に提出しなければならない。
- 第18条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果その他法令に定める事項を 議事録に記載する。
 - ② 前項の議事録は、その原本を10年間本店に、その写しを5年間支店に備え置く。
- 第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役および取締役会

- 第20条 当会社の取締役は3名以上とする。
- 第21条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。
 - ② 前項の決議は、累積投票によらないものとする。
- 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結の時に満了する。
- 第23条 取締役会の決議をもって取締役中から社長を1名選定しその他必要により会長を1 名、専務取締役、常務取締役および取締役 COO を若干名おくことができる。
- 第24条 取締役会は、法令および本定款の定めに従い、当会社の業務の執行を決定する。
 - ② 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締 役会において定める取締役会規程による。
 - ③ 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の3 日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を 短縮することができる。
 - ④ 当会社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、議決に加わる ことができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、

監査役が異議を述べなかったときは、可決する旨の取締役会の決議があったもの とみなす。

- 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (報酬等という。)は、株主総会の決議によりこれを定める。
- 第26条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、免除することができる。
 - ② 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

- 第27条 当会社の監査役は3名以上とする。
- 第28条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
 - ② 当会社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
 - ③ 補欠監査役の選任の効力は、当該決議後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。
- 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結の時に満了する。
 - ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする
- 第30条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。
- 第31条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、監査役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
 - ② 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。
- 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってお こなう。
- 第33条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

- 第34条 監査役会に関する事項については、法令または本定款にさだめるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。
- 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。
- 第36条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、免除することができる。
 - ② 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

- 第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。
- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結のときまでとする。
 - ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

- 第39条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。
- 第40条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項に掲げる事項を定める ことができる。
 - ② 当会社は、毎年9月30日または3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。
 - ③ 当会社は会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。
- 第41条 配当金が支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は その支払の義務を免れる。
 - ② 未払いの配当金には利息をつけない。

第1条 第1条の商号の変更は、平成21年11月16日から実施する。

本定款の写しは、原本に相違ありません。

令和5年12月20日 東京都千代田区麹町四丁目5番地20 株式会社パルマ 代表取締役 木村 純一